

静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの一部改正

静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和4年6月9日付け医疾第277号、健増第109号医療局長、健康局長通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>1 趣旨</p> <p><u>高齢化が進む中で生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が課題となっている。糖尿病は放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、患者の生活の質を著しく低下させるだけでなく、医療経済的にも大きな負担がかかる。</u></p> <p>そのような状況の中、平成28年3月24日に、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省は、「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結し、<u>それを受け厚生労働省では「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定したところである。</u></p> <p>また、本県においても、<u>第3次ふじのくに健康増進計画の大目標である「県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上」を達成するためには、中目標の「生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底化」を着実に行う必要がある、そのひとつとして、糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいくことが急務である。</u></p> <p><u>以上から、「静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定する。</u></p> <p>2 目的</p> <p>糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者等について、関係機関から適切な受診勧奨・保健指導を行うことにより治療に<u>結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全や人工透析への移行を防止することを目的とする。</u></p>	<p>1 趣旨</p> <p><u>糖尿病は神経障害、網膜症、糖尿病性腎症等の合併症を併発し、心筋梗塞や脳卒中等の心血管疾患のリスク因子となるほか、認知症や大腸がん等の発症リスクを高めることも明らかになっており、個人の生活の質や社会経済的活力と社会保障資源に多大な影響を及ぼすことから適切な対策が必要である。</u></p> <p><u>第4次静岡県健康増進計画のビジョン「すべての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のためには、中柱の「生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防」のひとつである、糖尿病性腎症重症化予防に着実に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>これまで、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省は、平成28年3月に「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下、「国プログラム」という。）」を策定した。</u></p> <p><u>本県においては、平成30年3月に、「静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下、「本プログラム」という。）」を作成し、現在では、本プログラム等を参考に、地域の実情に応じた各保険者の糖尿病性腎症重症化予防の取組が行われている。</u></p> <p><u>このたび、令和6年3月の国プログラムの改定及び各保険者の取組状況を踏まえつつ、糖尿病性腎症重症化予防の取組の質の更なる向上を図るために、本プログラムを改定する。</u></p> <p>2 目的</p> <p>糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者等について、関係機関から適切な受診勧奨・保健指導を行うことにより<u>継続的な治療につながる</u>とともに、糖尿病性腎症等で通院する<u>者</u>のうち、重症化するリスクの高い者に対して、<u>保険者が医療機関等と連携して保健指導を行うなどの取組により、腎不全や人工透析への移行を予防し、対象者の健康寿命の延伸を</u></p>

本プログラムの実施者は保険者であり、実施にあたっては、保険者と医療機関が連携して事業を展開する必要がある。

なお、保険者が糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定する場合には、以下のいずれも満たすものである必要がある。

生活習慣病の重症化予防の取組のうち、

- ①対象者の抽出基準が明確であること
- ②かかりつけ医等と連携した取組であること
- ③保健指導を実施する場合には専門職が取組に携わること
- ④事業の評価を実施すること
- ⑤取組の実施に当たり、静岡県糖尿病等重症化予防対策検討会（静岡県糖尿病対策推進会議）との連携を図ること

3 関係機関の役割

(略)

【保険者】

- ・保険者における課題の分析・・・保険者として疾病構造や健康問題を分析

(略)

【県】

- ・保険者における事業実施状況の把握及び実施上の課題の抽出

(略)

(追加)

(略)

図ることを目指す。

3 プログラムの位置付け

本プログラムの実施者は保険者であり、実施にあたっては、保険者と医療機関が連携して事業を展開する必要がある。また、本プログラムは、基本的な考え方を示すものであり、保険者の実情に応じ柔軟に対応することは可能である。

なお、保険者が糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定する場合には、以下のいずれも満たすものである必要がある。

生活習慣病の重症化予防の取組のうち、

- ①対象者の抽出基準が明確であり、対象者の状態像に応じた取組であること
- ②かかりつけ医等と連携した取組であること
- ③保健指導を実施する場合には専門職が取組に携わること
- ④事業の評価を実施すること
- ⑤取組の実施に当たり、静岡県糖尿病等重症化予防対策検討会（静岡県糖尿病対策推進会議）との連携を図ること

4 関係機関の役割

(略)

【保険者】

- ・保険者における課題の分析・・・保険者として疾病構造や健康問題を分析する。

(略)

【県】

- ・保険者における事業実施状況の把握及び実施上の課題を抽出する。

(略)

【後期高齢者医療広域連合】

・自ら取組を行う、又は保健事業を市町に委託し、市町国保の保健事業と一体的に実施されるよう調整する。

・高齢者の健康状態や医療費等の状況について、県全体を俯瞰して健康・医療情報を分析加工した統計資料等を市町に対して提供する。

・市町と連携し、企画・実施・評価を行える体制や、被保険者が市町国保から後期移行する際にも継続的な事業実施ができるような体制を構築する。

(略)

【静岡県糖尿病対策推進会議】

(略)

4 取組方法

各保険者の健康課題や他の保健事業の実施状況に応じて、以下のいずれかの方法により取り組む。なお、いくつかの方法を組み合わせる実施することでもよい。

- ①健康診査・レセプト等で抽出されたハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導
- ②治療中の患者に対する医療と連携した保健指導
- ③糖尿病治療中断者や健診未受診者に対する対応

5 対象者の選定

(1) 医療機関未受診者

過去3年間のうち直近の健診において、空腹時血糖 126mg/dl (随時血糖 200mg/dl) 以上

【静岡県糖尿病対策推進会議(静岡県特定健診・特定保健指導協議会)(静岡県糖尿病等重症化予防対策検討会)】

(略)

5 取組方法

各保険者の健康課題や他の保健事業の実施状況に応じて、以下のいずれかの方法により取り組む。なお、いくつかの方法を組み合わせる実施することでもよい。

- ①健康診査・レセプト等で抽出されたハイリスク者に対する受診勧奨、保健指導 (図表1のA+C+E)
- ②治療中の患者に対する医療と連携した保健指導 (図表1のB+D)

図表1 健診・レセプトデータの有無と対象者の抽出の考え方



※1 レセプトデータなしは糖尿病未治療者、糖尿病治療中断者が該当する。

6 対象者の選定

(1) 医療機関未受診者 (図表1のA+C)

過去3年間のうち直近の健診において、空腹時血糖または随時血糖^{※1} 126mg/dl 以上

またはHbA1c 6.5%以上が確認されているものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

(2) 糖尿病治療中断者

過去に糖尿病治療歴があるものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受診歴がない者

(3) ハイリスク者：(糖尿病患者を含む)

空腹時血糖 126mg/dl (随時血糖 200mg/dl) 以上またはHbA1c 6.5%以上の者かつ①または②に該当する者

①尿蛋白 0.50g/gCr 以上 または検尿試験紙で尿蛋白 1 +以上

②eGFR が下記に該当する者

eGFR60ml/分/1.73 m²未満 (50歳未満)

eGFR50ml/分/1.73 m²未満 (50歳以上70歳未満)

eGFR40ml/分/1.73 m²未満 (70歳以上)

6 介入方法

5 (1) から (3) の者に対し、対象者に適した方法で受診勧奨及び保健指導を行う。

糖尿病性腎症の病期が明らかな者は、病期を考慮しながら介入する。

糖尿病性腎症の病期は以下のとおり

病期	尿アルブミン値 (mg/gCr) あるいは尿蛋白値 (g/gCr)	GFR(eGFR) (ml/分/1.73 m ²)
第1期 (腎症前期)	正常アルブミン尿 (30未満)	30以上
第2期 (早期腎症期)	微量アルブミン尿 (30~299)	30以上
第3期 (顕性腎症期)	顕性アルブミン尿 (300以上) あるいは持続性蛋白尿 (0.5以上)	30以上
第4期 (腎不全期)	問わない	30未満
第5期 (透析療法中)	透析療法中	—

またはHbA1c 6.5%以上が確認されているものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

(2) 糖尿病治療中断者 (図表1のA+C+E)

過去に糖尿病治療歴があるものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受診歴がない者

(3) ハイリスク者：(糖尿病患者を含む) (図表1のA+B+D)

空腹時血糖または随時血糖^{※1} 126mg/dl 以上またはHbA1c 6.5%以上の者かつ①または②に該当する者

①尿蛋白 0.50g/gCr 以上 または検尿試験紙で尿蛋白 1 +以上

②eGFR が下記に該当する者

eGFR60ml/分/1.73 m²未満 (50歳未満)

eGFR50ml/分/1.73 m²未満 (50歳以上70歳未満)

eGFR40ml/分/1.73 m²未満 (70歳以上)

※1 空腹時血糖は絶食10時間以上、随時血糖は食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満に採血が実施されたものとする。

7 介入方法

6 (1) から (3) の者に対し、健診時の尿蛋白 (尿定性) や eGFR から腎障害が存在している者を把握、糖尿病については治療の有無とHbA1c・血糖の状況、血圧についても治療の有無と受診勧奨値以上であるか等を把握し、図表2を参考に対象者に適した方法で受診勧奨及び保健指導を行う。

健診未受診者 (図表1のE+D) は、過去の健診結果等の状況確認を行い、健診・医療機関受診を勧奨する。

(糖尿病性腎症の病期の表は、「10 個人情報取扱い」の後へ移動)

(図表追加)

図表2 健診・レセプトデータを基にした介入レベル

糖尿病未受診者 ※1

		腎障害の程度									腎障害の程度/ 血圧区分 判定不可 ※3
		以下のどちらかに該当。 ・eGFR<45 ・尿蛋白(+)以上			以下のどちらかに該当。 ・45≤eGFR<60 ・尿蛋白(±)			以下の両方に該当。 ・60≤eGFR ・尿蛋白(-)			
		血圧区分 ※2			血圧区分 ※2			血圧区分 ※2			
		受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	
H b A 1 c (%))	8.0以上	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	7.0~7.9	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	6.5~6.9	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	6.5未満	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

点線青枠、実線赤枠：健診・レセプトデータから糖尿病と判断できないため、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象外
(CKD対策<点線青枠>、高血圧対策<実線赤枠>としての受診勧奨・保健指導等は必要に応じて行う)

糖尿病受診中の者 ※4

		腎障害の程度									腎障害の程度/ 血圧区分 判定不可 ※3
		以下のどちらかに該当。 ・eGFR<45 ・尿蛋白(+)以上			以下のどちらかに該当。 ・45≤eGFR<60 ・尿蛋白(±)			以下の両方に該当。 ・60≤eGFR ・尿蛋白(-)			
		血圧区分 ※2			血圧区分 ※2			血圧区分 ※2			
		受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	
H b A 1 c (%))	8.0以上	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	7.0~7.9	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	6.5~6.9	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	6.5未満	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

糖尿病受診中の場合には、HbA1c<6.5%も糖尿病性腎症重症化予防事業の対象。糖尿病受診中で主治医があるため、高血圧未受診でも受診勧奨ではなく、保健指導とする。

■ 保健指導Ⅰ	■ 受診勧奨Ⅰ	■ CKD対策
■ 保健指導Ⅱ	■ 受診勧奨Ⅱ	
■ 保健指導Ⅲ	■ 受診勧奨Ⅲ	■ 高血圧受診勧奨

※保健指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、受診勧奨Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内容については図表 13参照

- ※1 糖尿病未受診者：対象年度に2型糖尿病の受診実績がない者
- ※2 血圧区分の「受診中」：対象年度に高血圧症の受診実績がある者
「血圧高値受診なし」：140 mm Hg ≤ 収縮期血圧または 90 mm Hg ≤ 拡張期血圧に該当し、対象年度に高血圧症の受診実績がない者
「血圧高値」判定は、収縮期血圧または拡張期血圧のいずれかの測定値のみでも、有所見判定 (140 mm Hg ≤ 収縮期血圧または 90 mm Hg ≤ 拡張期血圧) が可能な者も含む。
- ※3 腎障害の程度 血圧区分判定不可：HbA1c判定者のうち、尿蛋白、血圧の測定値がなく、腎障害の程度、血圧区分のいずれかの判定ができない者。
eGFRの判定値がない場合は暫定的に「異常なし」と分類。
- ※4 糖尿病受診中の者：対象年度に2型糖尿病の受診実績がある者

(1) 受診勧奨

方法：通知、電話、個別面談、家庭訪問 等

受診勧奨は基本的に抽出したすべての対象者に行い、医療機関受診へとつなげることが原則である。

※保険者が対象者にとって、効果的だと思われる方法を選択し実施する。

※各段階において専門職（医師、保健師、管理栄養士、糖尿病療養指導士 等）と連携し実施する。（単純な通知発送作業等は専門職でなくてもよいと考えられるが、手紙の内容についての検討は専門職が行うべきであり、それ以外の方法については、専門職が直接行うことが適当）

※受診勧奨にあたっては、精密検査連絡票（参考様式3）により、一般医療機関（かかりつけ医等）と連携を図ることが望ましい。

※受診勧奨実施後は、医療機関からの回答書、本人への聞き取り、レセプト確認等の方法で受診状況を把握する。医療機関につながっていない場合は、前回とは対応方法を変える等の工夫をして再勧奨を行う。

※受診勧奨の結果、一般医療機関（かかりつけ医等）に受診し、診察（含検査）の結果、専門医療機関に紹介する必要があると医師が判断した場合は、紹介状（参考様式1）を記載し紹介する。

(2) 保健指導

方法：電話、個別面談、訪問指導、健康教育等集団指導 等

第1期～2期：健康教育等集団指導、個別面談などを組み合わせて実施する。

第3期～4期：個別面談、訪問指導等対面による指導を基本とする。

(1) 受診勧奨

受診勧奨は抽出したすべての対象者に行い、医療機関受診へとつなげることが原則である。

<取組例>

受診勧奨レベルⅠ 医療機関への受診勧奨を通知等により行う。

受診勧奨レベルⅡ 可能な限り、電話や訪問等により、個別に、医療機関への受診勧奨をする。また、勧奨後に、治療に結びついているかについても確認する。

受診勧奨レベルⅢ 可能な限り速やかに、電話や訪問等により、個別に、医療機関への受診勧奨をする。また、勧奨後に、治療に結びついているかについても確認する。

※保険者が対象者にとって、効果的だと思われる方法を選択し実施する。

※各段階において専門職（医師、保健師、管理栄養士、糖尿病療養指導士 等）と連携し実施する。（単純な通知発送作業等は専門職でなくてもよいと考えられるが、手紙の内容についての検討は専門職が行うべきであり、それ以外の方法については、専門職が直接行うことが適当）

※受診勧奨にあたっては、精密検査連絡票（参考様式3）により、一般医療機関（かかりつけ医等）と連携を図ることが望ましい。

※いずれの受診勧奨レベルにおいても、受診勧奨実施後は、医療機関からの回答書、本人への聞き取り、レセプト確認等の方法で受診状況を把握する。医療機関につながっていない場合は、前回とは対応方法を変える等の工夫をして再勧奨を行う。

※受診勧奨の結果、一般医療機関（かかりつけ医等）に受診し、診察（含検査）の結果、専門医療機関に紹介する必要があると医師が判断した場合は、紹介状（参考様式1）を記載し紹介する。

(2) 保健指導

保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、更に各々について対面及びICT等を活用した方法がある。支援の際は、それぞれの特性を踏まえ、適切に組み合わせて実施する。

<取組例>

保健指導レベルⅠ 糖尿病や生活習慣の改善等に関する情報を中心に提供し、生活習慣の改善を促す集団指導による健康教室等への参加を促す。

※指導にあたっては、継続受診による定期検査の必要性についてよく理解できるようにし、理解に基づき行動できるよう支援する。
※保険者が対象者にとって、効果的だと思われる方法を選択し実施する。
※各方法ともに専門職（医師、保健師、管理栄養士、糖尿病療養指導士等）が直接行うこと
※一般医療機関（かかりつけ医等）は、保険者が実施する保健指導を行うことが適切だと判断した場合は、保健指導依頼書（参考様式4）により連絡する。

保健指導レベルⅡ 集団指導等への参加勧奨に加え、医療機関と連携し、生活習慣病の管理に関し、電話や訪問等により保健指導を行う。

保健指導レベルⅢ 治療や生活に関し、医療機関と連携し、訪問や個別面談等対面による保健指導を行う。医療機関で指導されたことが十分に理解できているかなどを確認する。

※指導にあたっては、継続受診による定期検査の必要性についてよく理解できるようにし、理解に基づき行動できるよう支援する。
※保険者が対象者にとって、効果的だと思われる方法を選択し実施する。
※各方法ともに専門職（医師、保健師、管理栄養士、糖尿病療養指導士等）が直接行う。
※一般医療機関（かかりつけ医等）は、保険者が実施する保健指導を行うことが適切だと判断した場合は、保健指導依頼書（参考様式4）により連絡する。
※高血圧で受診中でありながらも糖尿病で未受診の場合については、高血圧での受診先医療機関に対し、特定健康診査等における血糖検査の結果が受診勧奨判定値以上であることを相談するよう保健指導する。
※高齢者、特に後期高齢者については、複数疾患の合併のみならず、フレイルやサルコペニア、認知症等の進行により個人差が大きくなるため、高齢者の特性を踏まえた対象者抽出基準、保健指導方法を検討する。
※口腔衛生の指導をするとともに、歯周病の未治療者に対しては継続的な歯科受診を勧奨する。併せて、糖尿病の合併症の1つである糖尿病網膜症の進行防止の観点から、定期的、継続的な眼科受診を勧奨する。

7 評価

評価は、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の各段階を意識し行うこととし、各段階の指標は以下のとおりとする。

【ストラクチャー（構造）】

- ・本プログラムが特定健診実施医療機関及び保険者に周知される体制がある。
- ・保険者及び関係・連携機関が本プログラムを基に糖尿病性腎症重症化予防対策事業に取り組む必要性が理解できる。
- ・糖尿病性腎症重症者の治療において、一般医療機関（かかりつけ医等）と専門医療機関との診療連携体制が構築される。
- ・本プログラムに携わる保健指導従事者に対する研修がある。

【プロセス（過程）】

- ・特定健診実施医療機関及び保険者が本プログラムを理解し活用できる
- ・各保険者が対象者の抽出が適切にできる

【アウトプット（事業実施量）】

- ・抽出された対象者に対する受診勧奨率
- ・抽出された対象者に対する保健指導実施率

【アウトカム（結果）】

- ・受診率（受診者数／受診勧奨者数）
- ・保健指導介入者のデータ変化、改善した者の割合
- ・糖尿病腎症による新規人工透析導入患者数の推移

（新設）

8 評価

評価は、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の各段階を意識し行うこととし、各段階の指標は以下のとおりとする。

ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none">・本プログラムが特定健診実施医療機関及び保険者に周知される体制がある。・保険者及び関係・連携機関が本プログラムを基に糖尿病性腎症重症化予防対策事業に取り組む必要性が理解できる。・糖尿病性腎症重症者の治療において、一般医療機関（かかりつけ医等）と専門医療機関との診療連携体制が構築される。・本プログラムに携わる保健指導従事者に対する研修がある。
プロセス	<ul style="list-style-type: none">・特定健診実施医療機関及び保険者が本プログラムを理解し活用できる。・各保険者が対象者の抽出が適切にできる。
アウトプット	<ul style="list-style-type: none">・抽出された対象者に対する受診勧奨率・抽出された対象者に対する保健指導実施率
アウトカム	<ul style="list-style-type: none">・受診率（受診者数／受診勧奨者数）・保健指導介入者のデータ変化、改善した者の割合・糖尿病腎症による新規人工透析導入患者数の推移

保検者においては、受診勧奨や保健指導を実施した個々人の単位、もしくはその集団で確認する短期的評価を行う。

保険者が設定する評価指標の例

ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の構築状況 ・予算、マンパワー、教材の準備 ・保健指導者への研修の実施状況 ・運営マニュアル等の整備 ・課題分析・事業評価のための健診・医療データの集約状況
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に応じた対象者の設定状況 ・対象者への声掛け・募集の方法 ・課題分析結果に応じた方法での事業実施 ・スケジュール調整の状況 ・参加者に関する評価のためのデータ登録状況
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に基づいて抽出された対象者の数に対する各方法（はがき・電話・面談・訪問等）で受診勧奨を行った者の数の割合 ・抽出された対象者の数① ・保健指導への参加勧奨を行った者の数② ・保健指導を開始した者の数③ ・保健指導を終了した者の数④ ・①に対する②の割合、②に対する③の割合、③に対する④の割合、①に対する③の割合、①に対する④の割合
アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨した者の医療機関受診の有無、継続受診の状況 ・保健指導した者の血糖・HbA1c、尿蛋白、eGFR、血圧の変化

《参考》CKD 重症度分類（出展：CKD 診療ガイド 2012）
（略）

（新設）

（「《参考》CKDの重症度分類」の表は、「10 個人情報の取扱い」の後へ移動）

9 年齢層の考慮

青壮年期から糖尿病性腎症重症化予防に取り組むことにより、糖尿病についての適切な治療継続や生活習慣の改善等が期待でき、それに伴い合併症の発症・重症化予防や合併症による臓器障害の進行予防等も期待できる。また、人工透析の導入時期も遅らせることが期待でき、対象者本人の生活の質を維持することができるほか、医療経済への影響も小さくすることが期待できる。このため、年齢層を考慮して取り組む。

高齢者の特性を踏まえた健康支援をしていくためには、高齢者に見られ

る心身機能の特徴や老年症候群の合併頻度が高いこと、学会のガイドライン等の動向や関係部局による事業の方向性等も考慮する。

(日本老年医学会、日本糖尿病学会編・著 高齢者糖尿病診療ガイドライン2023)

患者の特徴・健康状態 ^{注1)}		カテゴリーⅠ		カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ
		①認知機能正常 かつ ②ADL自立		①軽度認知障害～軽度認知症 または ②手段的ADL低下、基本的ADL自立	①中等度以上の認知症 または ②基本的ADL低下 または ③多くの併存疾患や機能障害
重症低血糖が危惧される薬剤（インスリン製剤、SU薬、グリニド薬など）の使用	なし ^{注2)}	7.0%未満		7.0%未満	8.0%未満
	あり ^{注3)}	65歳以上 75歳未満	75歳以上	8.0%未満 (下限7.0%)	8.5%未満 (下限7.5%)
		7.5%未満 (下限6.5%)	8.0%未満 (下限7.0%)		

治療目標は、年齢、罹病期間、低血糖の危険性、サポート体制などに加え、高齢者では認知機能や基本的ADL、手段的ADL、併存疾患なども考慮して個別に設定する。ただし、加齢に伴って重症低血糖の危険性が高くなることに十分注意する。

注1) 認知機能や基本的ADL（着衣、移動、入浴、トイレの使用など）、手段的ADL（IADL：買い物、食事の準備、服薬管理、金銭管理など）の評価に関しては、日本老年医学会のホームページ（<https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/>）を参照する。エンドオブライフの状態では、著しい高血糖を防止し、それに伴う脱水や急性合併症を予防する治療を優先する。

注2) 高齢者糖尿病においても、合併症予防のための目標は7.0%未満である。ただし、適切な食事療法や運動療法だけで達成可能な場合、または薬物療法の副作用なく達成可能な場合の目標を6.0%未満、治療の強化が難しい場合の目標を8.0%未満とする。下限を設けない。カテゴリーⅢに該当する状態で、多剤併用による有害作用が懸念される場合や、重篤な併存疾患を有し、社会的サポートが乏しい場合などには、8.5%未満を目標とすることも許容される。

注3) 糖尿病罹病期間も考慮し、合併症発症・進展阻止が優先される場合には、重症低血糖を予防する対策を講じつつ、個々の高齢者ごとに個別の目標や下限を設定してもよい。65歳未満からこれらの薬剤を用いて治療中であり、かつ血糖コントロール状態が図の目標や下限を下回る場合には、基本的に現状を維持するが、重症低血糖に十分注意する。グリニド薬は、種類・使用量・血糖値等を勘案し、重症低血糖が危惧されない薬剤に分類される場合もある。

8 個人情報取扱い (略)

10 個人情報取扱い (略)

(6 介入方法から移動)

病期	尿アルブミン値 (mg/gCr) あるいは尿蛋白値 (g/gCr)	GFR(eGFR) (ml/分/1.73 m ²)
第1期 (腎症前期)	正常アルブミン尿 (30未満)	30以上
第2期 (早期腎症期)	微量アルブミン尿 (30~299)	30以上
第3期 (顕性腎症期)	顕性アルブミン尿 (300以上) あるいは持続性蛋白尿 (0.5以上)	30以上
第4期 (腎不全期)	問わない	30未満
第5期 (透析療法期)	透析療法中	—

(8 個人情報の扱いの前から移動)

《参考》CKDの重症度分類 (出展: CKD診療ガイド2012)

原疾患		尿蛋白区分		A1	A2	A3
糖尿病		尿アルブミン定量(mg/日)		正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
		尿アルブミン/Cr比(mg/gCr)				
				30未満	30~299	300以上
高血圧 腎炎 多発性嚢胞腎 移植腎 不明 その他		尿蛋白定量 (g/日)		正常	軽度蛋白尿	高度蛋白尿
		尿蛋白/Cr比(g/gCr)				
				0.15未満	0.15~0.49	0.50以上
GFR区分 (ml/分/1.73 m ²)	G1	正常または高値	≥90	◎	○	△
	G2	正常または軽度低下	60~89	◎	○	△
	G3a	軽度~中等度低下	45~59	○	△	■
	G3b	中等度~高度低下	30~44	△	■	■
	G4	高度低下	15~29	■	■	■
G5	末期腎不全 (ESKD)	<15		■	■	■

*重症度は原疾患・GFR区分・尿蛋白区分を合わせたステージにより評価する。CKDの重症度は死亡、末期腎不全、心血管死亡発症のリスクを緑(◎)のステージを基準に、黄(○)、オレンジ(△)、赤(■)の順にステージが上昇するほどリスクは上昇する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

《参考1》糖尿病性腎症病期分類

病期	尿中アルブミン・クレアチニン比 (mg/g) あるいは尿中蛋白・クレアチニン比 (g/g)	GFR(eGFR) (推算糸球体濾過量) (ml/分/1.73 m ²)
第1期	正常アルブミン尿 (30未満)	30以上
医療機関で診断	第2期 微量アルブミン尿 (30~299)	30以上
健診で把握可能	第3期 顕性アルブミン尿 (300以上) あるいは持続性蛋白尿 (0.5以上)	30以上
保険者等による詳細健診の血清Cr測定で把握	第4期 問わない	30未満
第5期	透析療法中あるいは腎移植後	—

《参考2》CKDの重症度分類 (出展: CKD診療ガイド2024)

原疾患		尿蛋白区分		A1	A2	A3
糖尿病関連腎臓病		尿アルブミン定量(mg/日)		正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
		尿アルブミン/Cr比(mg/gCr)				
				30未満	30~299	300以上
高血圧性腎硬化症 腎炎 多発性嚢胞腎 移植腎 不明 その他		尿蛋白定量 (g/日)		正常	軽度蛋白尿	高度蛋白尿
		尿蛋白/Cr比(g/gCr)				
				0.15未満	0.15~0.49	0.50以上
GFR区分 (ml/分/1.73 m ²)	G1	正常または高値	≥90	◎	○	△
	G2	正常または軽度低下	60~89	◎	○	△
	G3a	軽度~中等度低下	45~59	○	△	■
	G3b	中等度~高度低下	30~44	△	■	■
	G4	高度低下	15~29	■	■	■
G5	高度低下~末期腎不全	<15		■	■	■

*重症度は原疾患・GFR区分・尿蛋白区分を合わせたステージにより評価する。CKDの重症度は死亡、末期腎不全、心血管死亡発症のリスクを緑(◎)のステージを基準に、黄(○)、オレンジ(△)、赤(■)の順にステージが上昇するほどリスクは上昇する。